

第 41 回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	令和2年6月22日		
場所	参議院第二別館東棟6階 研修室2		
出席委員氏名	委員長	木下 哲（公認会計士）	
	委員	奥 真美（東京都立大学都市環境学部 教授）	
	委員	伊集 守直（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授）	
審査対象期間	令和元年11月1日～令和2年3月31日		
抽出案件	4件		
一般競争入札	3件	契約件名	マクロ経済モデルシステム機器等一式の調達及び保守
		契約相手方	ビットスター株式会社
		契約金額	7,517,400円
		契約締結日	令和元年12月26日
	3件	契約件名	参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）
		契約相手方	HOCパートナーズPFI株式会社
		契約金額	18,478,900,000円
		契約締結日	令和2年1月17日
	3件	契約件名	電力監視制御設備改修工事
		契約相手方	株式会社東光高岳
		契約金額	200,200,000円
		契約締結日	令和2年2月25日
随意契約	1件	契約件名	参議院情報ネットワークシステム ヘルプデスク業務
		契約相手方	東芝ITサービス株式会社
		契約金額	204,599,890円
		契約締結日	令和元年11月1日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約はいずれも妥当なものと認められた。)		

(別 紙)

意見・質問	回答
<p><b>1. 報告事項</b></p> <p>伊藤庶務部副部長会計課長事務取扱から、審議対象事案について次の報告があった。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>会計課分に3件、営繕課及び電気施設課分に9件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p><b>2. 抽出結果の報告</b></p> <p>抽出委員の奥委員から、審議対象期間に締結した36件の契約のうち、一般競争入札から3件、随意契約から1件、抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p><b>【抽出事案】</b></p> <p><b>A. マクロ経済モデルシステム機器等一式の調達及び保守</b> 一般競争入札方式（最低価格）[役務]</p> <p><b>B. 参議院情報ネットワークシステム ヘルプデスク業務</b> 随意契約方式（不落・不調）[役務]</p> <p><b>C. 参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）</b> 一般競争入札方式（総合評価）[役務]</p> <p><b>D. 電力監視制御設備改修工事</b> 一般競争入札方式（総合評価）[工事]</p> <p>事案Aは、1者応札案件であることから、複数年契約の内容を確認する。また、再度公告を行っていることに着目し、納期設定の妥当性</p>	

や仕様書の在り方など、同様の事態を招かないために取り得る対応を確認する。

事案Bは、契約金額が高いこと、1者応札案件であり、落札率が高いこと、不落・不調によって随意契約となったことに着目し、他の事業者の参入を阻む要因等が考えられるかどうかや1者応札を改善する余地があるかどうかについて確認する。

事案Cは、審議対象期間内の案件の中で最も契約金額が高いことに加えて、1者応札案件であり、落札率も高い案件であることに着目し、第一期事業と今回の第二期事業との関係や違いを、落札者の構成企業に重複があるかも含めて確認する。併せて、参入参加条件並びに総合評価方式の内容を確認する。

事案Dは、契約金額が高いことに加えて、1者応札案件であることに着目し、設備導入時の施工事業者と今回の契約事業者とが重複するか、また、重複する場合、他の事業者の参入を阻む要因等が考えられるかどうかを確認する。

### 3. 抽出事案の審議

抽出事案の概要について、それぞれ会計課、営繕課から説明を聴取した後、委員から関係部署に対し質疑を行った。主なやり取りは以下のとおりである。

#### A. マクロ経済モデルシステム機器等一式の調達及び保守

##### 一般競争入札方式（最低価格）〔役務〕

① 本事案について、当初応札者がなく、再度公告を行うこととなった原因の一つとして、調達時期の遅れと納期設定の問題があったとのことである。この背景として、Windows 7のサポート期間終了に伴い更新を要する対象物の把握・整理に時間を要したとのことである。今回のような事象への対処は、日常的な物品管理の在り方とは切り離して考えるべきであり、一斉調査等に

対象物の把握については、LANに接続していないスタンドアローンのパソコンであった点及び物品と役務にまたがる点から各部署の所掌の谷間となり、一元的に把握し管理を行っている者がおらず、本院事務局の構造的な問題と認識している。同様の事態を招くことのないよう、関係部課室を交え、事務局全体への周知や事前調査を行うなど、どのような対応を行っていくかを今後の検討課

<p>より状況把握を行ったうえで臨むべきであったのではないか。</p> <p>② 本事案の納期は、Windows 7 のサポート終了に間に合わず、結果的にサポートの空白期間が生じることになったが、これにより何か具体的な問題は生じたのか。</p> <p>③ 当初予算に計上されていない本事案のような案件は、いつのタイミングで実行予算調達することを判断するのか。</p> <p>④ 本事案を除いて類似案件（Windows 7 サポート切れに対応するための案件）は包括的に調達したのか。</p>	<p>題としたい。</p> <p>障害が発生しなかったため、サポート切れによる問題は特に生じなかった。</p> <p>執行する予算費目によって事情が異なる。本事案の国政調査活動費については、事前に枠を確保しておくことは難しく、案件の規模感や年度内の必要経費を勘案しながら見極めているため、一概に時期は言えない。</p> <p>本事案以外にも類似案件が複数あり、経済性の観点から包括的に調達できるか仕様の詳細を検討したが、個々に調達する方が適切との結論に至った。</p>
<p><b>B. 参議院情報ネットワークシステム ヘルプデスク業務</b>  <b>随意契約方式（不落・不調）〔役務〕</b></p> <p>① 本事案は東芝 I T サービス株式会社（以下「東芝 I T サービス」という。）が受注しており、前回も同様である。平成 26 年に実施した前回の落札時よりも今回落札金額が上がっているのはなぜか。</p> <p>② 本事案は、1 者応札であり、結果として不落随契となっているが、他の事業者が参入する余地はあったと考えるか。</p>	<p>前回よりも本院が求める要求水準、サービスレベルが上がっているためである。事前に複数の事業者から見積りを徴取しているが、落札した東芝 I T サービスが一番安い価格を提示しており、市場価格から見ても妥当であると認識している。</p> <p>現行事業者が優位な面は否めないが、技術的に他の事業者ができない内容ではない。仕様書を取りに来た事業者に聴き取りを行ったところ、前回落札価格から見て自社の落札が見込めないため、入札に参加しないとのことであった。</p>

<p>③ 1者応札となるのを避けるため、例えばネットワークシステム（職員LAN、議員会館LAN）と一括した調達を行うなど、今後の調達方法に工夫の余地はないのか。</p> <p><b>C. 参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）</b>  <b>一般競争入札方式（総合評価）〔役務〕</b></p> <p>① 第一期と異なり、メンテナンス中心の第二期の調達においてもなお、PFI方式を採用した理由について説明されたい。</p> <p>② 第一期と第二期の業務内容の違いが、落札者の構成にも反映されているのか。</p> <p>③ 契約期間が長期となるが、市場価格の変動は契約にどのように反映させているのか。</p> <p>④ PFI方式で事業を委託することにより、経費削減効果は大きいかもしれないが、サービスの質が担保されるよう監視機能も必要になる。どのようにサービス水準の低下を防いでいるのか。</p>	<p>ネットワークシステム本体の構築とヘルプデスク業務を分けて調達することにより、ヘルプデスク業務のみ実施できる事業者の参入を可能とし、競争を促している。二つある本体システムのうちの一つの調達が今年度予定されており、入札結果次第では、次回の入札においては、他の事業者が参入しやすくなると考えている。</p> <p>各種業務について、個別に単年度仕様により発注した場合と、PFI方式で行った場合との費用対効果（VFM）を比較し、より有利であったPFI方式を選択した。</p> <p>そのとおりである。第一期は建設業務の割合が高く、事業への出資額が多い建設関連企業が代表企業であったが、第二期では維持管理に係る企業が代表企業となっている。</p> <p>契約上、価格改定の指標を定めており、前回改定時の指標に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合に翌年度の維持管理・運営業務費等の改定を行うことになっている。</p> <p>事業者によるサービスの質は、業績監視という形で、業務要求水準を達成しているか、毎月参議院の担当部署が確認している。要求水準を満たしていない場合は、契約金額を減額する仕組みも設けている。PFI事業のような性能発注の場合、例えば、清掃業務のように美観を維持するといった要求水準については主観が大きく関わることもあるが、現在、本院と事業者との間に認識の齟齬はなく、問題も生じていない。</p>
--	---

**D. 電力監視制御設備改修工事**  
一般競争入札方式（総合評価）[工事]

- ① 本事案について、(設備導入時の施工事業者と今回の契約事業者とが同一であること、1者応札であったことに鑑み)他の事業者の参入を阻む要因等が考えられるか。
- ② 今回の落札者以外で仕様書を取りに来た業者はあったか。
- ③ 今回は、競争参加資格の要件をA等級のみと設定したとのことだが、B等級を入れる余地はないのか。

今回の改修内容としては、設備を構成する機器本体を全て改修するものであり、既存のシステムの規模を把握できるように発注すれば、いずれの事業者でも応札可能だと考え一般競争に付した。他の事業者の参入を阻害する要素は極力排除した発注方式であったと認識している。

申請締切前に落札者を含めて2事業者が、仕様書を取りに来たが、そのうちの1事業者は競争参加資格がB等級であり、A等級のみとした本院の要件に合致せず、申請には至らなかった。

業種の区分ごとに、等級の参加できる予定価の範囲を定めているが、工事の内容や前回の入札結果を踏まえ枠を広げるなど、柔軟に取扱うように心がけている。今回の工事は規模が大きいことから、B等級を入れるという判断には至らなかった。